

# 第3期笠松町地域福祉計画 第2期笠松町地域福祉活動計画

～ 中間見直し版 ～

令和4年1月

笠松町・笠松町社会福祉協議会

# 目 次

## 第1章 計画の見直しに当たって

- 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは ..... 1
- 2 計画の見直しの趣旨 ..... 1
- 3 笠松町における計画の位置づけ ..... 2
- 4 計画の期間 ..... 2

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念 ..... 3
- 2 計画の基本目標と体系 ..... 4

## 第3章 施策の展開

- 基本目標1 地域福祉を支える人づくり ..... 7
- 基本目標2 見守りと支え合いのできる地域づくり ..... 12
- 基本目標3 自分らしく輝けるしくみづくり ..... 20

## 第4章 計画の推進について

- 1 計画の進行管理について ..... 30
- 2 行政の推進体制について ..... 30

## 第1章 計画の見直しに当たって

### 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

#### <地域福祉計画>

社会福祉法第107条に規定された町が策定する法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項について一体的にその理念や仕組みを示す計画です。

#### <地域福祉活動計画>

社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である町社会福祉協議会が策定する計画で、町民、ボランティア団体、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉を推進していくための活動目標を示す計画です。

本町では、地域福祉の推進にあたって町と町社協が連携し、整合性を図っていくことが重要であることから、両計画を一体的に策定しています。

### 2 計画の見直しの趣旨

笠松町と笠松町社会福祉協議会では、「地域共生社会」の実現を確実なものとするため、住民が身近な圏域で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の「複合・複雑化した課題」や既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいます。

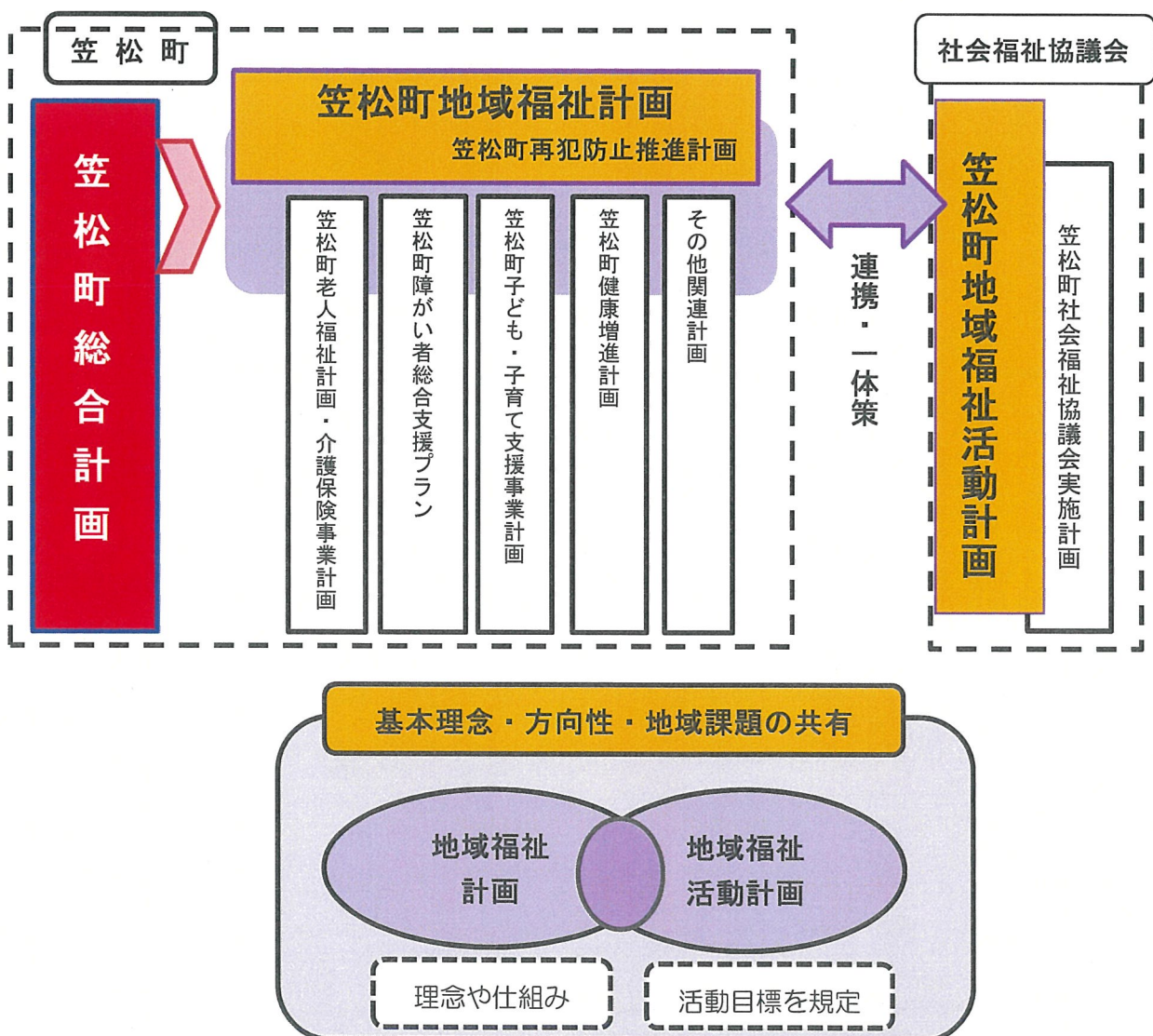
このたび、平成31年3月に策定した「第3期笠松町地域福祉計画・第2期笠松町地域福祉活動計画」が策定から3年を経過するにあたり、見直しを行う主な背景は次のとおりです。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響（長期化）
- ②子どもの意見の尊重・参加を重視する動向に対応
- ③判断能力が不十分な高齢者等への専門的な相談支援環境の必要性
- ④再犯の防止等の推進に関する法律による「地方再犯防止推進計画」を追加

なお、今回の見直しは、計画の中間見直しであるため、基本理念や基本目標はそのままに、新たな施策や変更が必要な箇所のみを見直します。

### 3 笠松町における計画の位置づけ

前計画までは、町と町社協がそれぞれ個別に計画を策定していましたが、地域福祉の推進にあたって町と町社協が連携し、整合性を図っていくことが重要であることから、両計画を一体的に策定しています。笠松町地域福祉計画は、町の最上位計画である「総合計画」や、関連する「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などとの整合性を図り、福祉分野の上位計画とします。町社協の地域福祉活動計画は、策定する実施計画とともに活動目標として実行していきます。また、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「再犯防止推進計画」を包含する計画とします。



### 4 計画の期間

計画期間は、平成31年度から令和5年度までの5年間であり、中間年に当たる令和3年度に最終年度までの課題解決に向け、取り組みの見直しや施策の追加、変更を行うとともに、引き続き実施した施策・取り組みの検証を行います。

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

前計画では、「地域住民が助け合いながら、安心して暮らせる『ぬくもりのある福祉のまちづくり』」を基本理念として、地域における課題を解決し、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、町、町社協、地域住民とともに取り組んできました。しかし、昨今の社会状況の変化などから新たな課題が生まれており、早急な対応が必要です。

将来の笠松町の姿を考えていくとき、地域住民一人ひとりが自分らしく、自分の持つ力を発揮しながら、安心して地域の中で生活していくことが住民の不変の願いです。しかし、昨今の社会状況を考えてみると、自分の力だけでは解決できない課題も増えてきました。世代や分野を超えて、複合化・複雑化する課題を『丸ごと』受け止め、支えることが必要です。また、一人の課題は地域の課題となります。一人の課題を地域の課題として考えていく意識、そして、住民の誰もが地域の住民を支え、時には支えられというお互いに『我が事』としてとらえ、より住みやすいまちとなっていくよう、地域の福祉を推進していかなければなりません。

本計画では、前計画を踏まえながら、地域福祉を自分のこととして考え、自分にできることを、個々にふさわしい方法で福祉のまちづくりに関われるよう新たに「共に生き 支え合い 認め合う 『みんなでつくる 自分らしく輝ける福祉のまち』」を基本理念とし、町独自の「道徳のまち笠松」の取り組み、住民主体で実施している「サロン活動」を核として、町、町社協、関係機関・団体、住民との連携を図り一体となって『地域共生社会の実現』に向けて計画を推進します。

#### 基本理念

共に生き 支え合い 認め合う

「みんなでつくる 自分らしく輝ける福祉のまち」

## 2 計画の基本目標と体系

基本理念を実現するため、『人づくり』『地域づくり』『しくみづくり』を柱とした3つの基本目標と17の基本施策を定めて計画を推進します。

### 基本目標1 地域福祉を支える人づくり

町民一人ひとりが、生きがいを持ち安心して暮らすことができるよう、住民と地域、行政が一体となって、福祉のこころ（笠松人のこころ）を育むとともに、地域に暮らす住民が、乳幼児から高齢者まで年齢を問わず、地域の一員であることを自覚し、お互いを認め合い、自分のできることを地域の中で活かすことができるまちづくりを目指します。

また、住民や各種活動団体が地域の中で活躍できる場の情報提供やコーディネートなどを積極的に行っていきます。

住民が主体となった行政との協働による地域福祉の取組を促進します。

### 基本目標2 見守りと支え合いのできる地域づくり

地域福祉を進めていくには、地域における人と人とのつながり、人と地域とのつながりが重要です。住み慣れた地域で、日頃から支え合えるよう、様々な人、世代との交流を促し、見守りやふれあいを通して顔の見える関係づくりを目指します。

そして、地域を知ることで見えてくる地域の課題を「我が事」と捉える視点を持ち、その課題を住民が共有し、知恵と力を出し合って解決していくことができる新しいまちづくりを推進します。

地域の中で行われている活動への参加のきっかけづくりや交流のできる場所など地域の資源を活用したまちづくりを目指します。

### 基本目標3 自分らしく輝けるしくみづくり

地域の中で行われている様々な活動や多岐にわたる福祉サービスについて、行政は、地域住民が求めている情報を手に入れやすくする方法や情報弱者に対する提供の方法など、情報の提供体制の充実を図ります。

また、町民一人ひとりが、それぞれの立場や状況に応じて適切な支援を利用し、自分らしく生活が送れるよう、様々な関係機関が連携しその課題の解決を図る体制を整備していきます。

## 計画の体系図

基本理念	共に生き 支え合い 認め合う 「みんなで作る 自分らしく輝ける福祉のまち」	
基本目標1	基本施策1 福祉のこころの醸成	① 「道徳のまち笠松」の推進 ② 人権教育の推進 ③ 交流活動の機会の提供 ④ ノーマライゼーションの理念の普及
地域福祉を支える人づくり	基本施策2 学習機会の提供	① 福祉教(共)育の充実 ② 生涯学習の充実 ③ 福祉体験の実施
	基本施策3 人材の発掘・育成	① ボランティア活動の周知・募集 ② ボランティアの人材育成の推進 ③ 高齢者の地域活動への参加
	基本施策4 各種福祉団体等との連携・活動支援	① 福祉団体等の活動支援 ② ボランティアセンターの強化
	基本目標2	基本施策1 地域活動の推進・地域交流の促進
見守りや支え合いのできる地域づくり	基本施策2 子育て支援活動の充実	① 相談支援の充実 ② 産前からのサポート体制の充実 ③ 子育て支援サービスの充実
	基本施策3 防犯活動・見守り体制の充実	① 見守りネットワーク事業の推進 ② 高齢者等の見守り活動の推進 ③ 子どもの見守り活動の促進
	基本施策4 災害時・緊急時の支援体制の充実	① 自主防災会の育成・支援 ② 災害時要援護者台帳の整備 ③ 防災体制の整備 ④ 災害時の確実な情報伝達の確保
	基本施策5 既存地域資源の活用促進	① 公共施設の活用 ② 空き家の活用 ③ 社会福祉法人・NPO 法人との連携
	基本施策6 再犯防止のための取り組み推進 【再犯防止推進計画】	① 地域の理解促進 ② 福祉サービスの利用促進 ③ 関係機関との連携強化

基本目標3	基本施策1 情報の提供・周知	① 情報内容の充実 ② 情報提供体制の充実 ③ 情報の共有
自分らしく輝けるこどもびんご	基本施策2 権利擁護の推進と虐待防止	① 成年後見制度の活用促進 ② 権利擁護に関する知識の普及と啓発 ③ 虐待防止ネットワークの強化 ④ 生活困窮者自立支援制度の活用
	基本施策3 生活支援体制の充実	① 移動支援サービスの充実 ② 買い物支援の構築 ③ 居住支援体制の整備 ④ ユニバーサルデザインの推進
	基本施策4 包括的相談支援体制の強化	① 民生委員・児童委員活動の支援 ② 相談窓口の周知 ③ 相談員・支援員等の資質の向上 ④ 相談員間の連携体制の構築 ⑤ 高齢者支援体制の整備 ⑥ 障がい者・障がい児支援体制の整備
	基本施策5 就労支援体制の充実・能力の活用	① シルバー人材センターへの加入促進 ② 障がい者の雇用・就労促進 ③ 企業との連携 ④ 外国人労働者への支援 ⑤ 社会復帰への支援【再犯防止推進計画】
	基本施策6 健康増進のための取り組み推進	① 地域で行う健康づくりの推進 ② 介護予防事業の充実 ③ 健康診査・各種検診の充実 ④ 地域医療連携体制の確立 ⑤ こころの健康の推進
	基本施策7 全庁的な取り組み体制の強化	① 横断会議等の実施